

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 中 出 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 7 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 20 日 午前 10 時 00 分 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 11 月 10 日 午前 9 時 40 分 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 986, 000 3, 988, 800	一括	997, 200	45, 293	11, 906
1	2, 443, 000				
2	2, 543, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山口市小郡新町七丁目 |
| | 地 番 | 2 5 5 0 番 9 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2 9. 2 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山口市小郡新町七丁目 2 5 5 0 番地 9 3 |
| | 家屋 番号 | 2 5 5 0 番 9 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 6. 9 6 平方メートル
2階 4 8. 9 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 10 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 中 出 誠

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山口市小郡新町七丁目 |
| | 地 番 | 2 5 5 0 番 9 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2 9 . 2 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山口市小郡新町七丁目 2 5 5 0 番地 9 3 |
| | 家屋 番号 | 2 5 5 0 番 9 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 6 . 9 6 平方メートル
2階 4 8 . 9 0 平方メートル |



令和8年（ケ）第 8 号
令和8年5月 1 日受理
令和8年6月19日提出

現 況 調 査 報 告 書

山 口 地 方 裁 判 所

執 行 官 先 本 英 雄

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山口市小郡新町七丁目 |
| | 地 番 | 2 5 5 0 番 9 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2 9. 2 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山口市小郡新町七丁目 2 5 5 0 番地 9 3 |
| | 家屋 番号 | 2 5 5 0 番 9 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6. 9 6 平方メートル
2 階 4 8. 9 0 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	山口県山口市小郡新町七丁目3番18号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図（法第14条第1項）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日]		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（2枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者	1 私は、本件物件の近隣に居住しています。 2 本件物件居住者については詳しく知りませんが、平日の日中は誰もいないように思います。ゴールデンウィークには出入りする人を見ましたので、土日祝日であれば、誰かいるかもしれません。 (令和8年5月8日口頭聴取)
■近隣者	1 私は、本件物件の近隣に居住しています。 2 債務者兼所有者は、本件物件に居住しています。先日、私は債務者兼所有者と本件物件において会い、話をしました。 3 本件土地の境界について、債務者兼所有者と近隣の方との間でトラブルが生じたという話は聞いたことはありません。 (令和8年6月2日口頭聴取)
■近隣者	1 私は、本件物件の近隣に居住しています。 2 債務者兼所有者は、本件物件に居住していますが、本日早朝、迎えに来た車に乗り、出かけてしまいましたので、現在は不在だと思います。 3 本件土地の境界について、債務者兼所有者と近隣の方との間でトラブルが生じたという話は聞いたことはありません。 (令和8年6月2日口頭聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 債務者兼所有者に対し、本件調査に関する協力を郵便で依頼し、併せて本件物件に関する照会書を送付したが、同人から連絡はなく、照会に対する回答を得ることはできなかった。また、調査に先立ち、何度か債務者兼所有者宅を訪問し、名刺等を差し入れたが、連絡を得ることはできなかった。
- 2 上記1のとおり債務者兼所有者の協力等を得ることはできなかったが、提出された資料、関係人の陳述、債務者兼所有者の住民票の情報、本件物件に関する全部事項証明書（建物）の存在、本件物件に関する電気需給契約の内容及び本件現場の状況等から、本件建物は、債務者兼所有者が、住居として使用、占有しているものと認められる。
- 3 本件土地は、現地での概測の結果、公図、建物図面（各階平面図）及び土地建物位置関係図に記載されているとおりの形状であると思われるものの、その認定は、あくまでも概測によるものであり、本件土地の形状等を確定させるものではない。
- 4 本件土地に隣接する2550番103の土地は、山口市の公園である。
本件土地の南側及び西側は擁壁があり、隣接する道路とは高低差が生じている。
本件土地上には雑草が生い茂り、庭木は剪定が不十分な状況である
- 5 本件建物は建築から40年以上が経過しており、経年劣化によると思われる床のきしみが散見された。
- 6 本件物件には、差し掛け物置、ウッドデッキ及び庇が設置されている。
- 7 上記意見は、あくまでも現況調査時に当事者等から得た情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵、その他の権利関係を確定させるものではない。

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年5月1日(金) : ~ :	執行官室	山口市役所に間取図交付請求(郵送)
令和8年5月1日(金) : ~ :	執行官室	中国電力ネットワーク(株)に利用状況照会(郵送)
令和8年5月1日(金) : ~ :	執行官室	山口市役所に住民票等交付請求(郵送)
令和8年5月7日(木) 16:06 ~ 16:07	法務局	登記事項証明書交付申請
令和8年5月8日(金) 10:20 ~ 10:25	法務局	登記事項証明書受領
令和8年5月8日(金) 16:20 ~ 16:44	物件所在地	物件確認、写真撮影、面談(近隣者)
令和8年5月9日(土) 8:40 ~ 8:45	物件所在地	債務者兼所有者方を訪問したが不在のため、連絡文書を差入
令和8年5月15日(金) : ~ :	執行官室	債務者兼所有者に対し現況調査期日通知書及び照会書を送付(郵送)
令和8年6月2日(火) 9:25 ~ 11:10	物件所在地	物件確認(評価人同行)、写真撮影、事情聴取(債務者兼所有者)
令和8年6月2日(火) : ~ :	執行官室	債務者兼所有者に対し終了通知送付

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年6月2日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

1337-71
1337-72

距離補正：測量成果

-70934.361

2550-91

2569-2

2550-119

2550-86

2550-80

2550-77

道

2550-75

2568-1

道

2550-87

2550-89

2550-78

2550-73

2550-71

2550-88

道

2550-91

2550-102

2550-74

2550-72

2550-69

2550-70

1140-2

道

1321-24

2570-8

2550-92

2550-103

2550-93

1321-17

1321-16

1321-15

2570-3

道

2570-2

2580-104

1321-18

1321-11

1321-9

1321-7

1321-6

1321-22

道

道

-70934.361

(距離補正：測量成果)



A: 福岡市
B: 福岡市
C: 福岡市
D: 福岡市
E: 福岡市
F: 福岡市

請求 番号	所在地 山口市小郡新町七丁目				地番	2550番93	
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲種	座標系 変換 方式	地籍 法第14条第1項	種類	地籍図
作成 年月日	平成22年3月			発行 年月日 印刷	平成23年9月4日	補正 年月日	

これは地図に記録されている内容を印刷したものである。

令和8年5月8日
山口地方税務局

請求番号：3-4

登録官

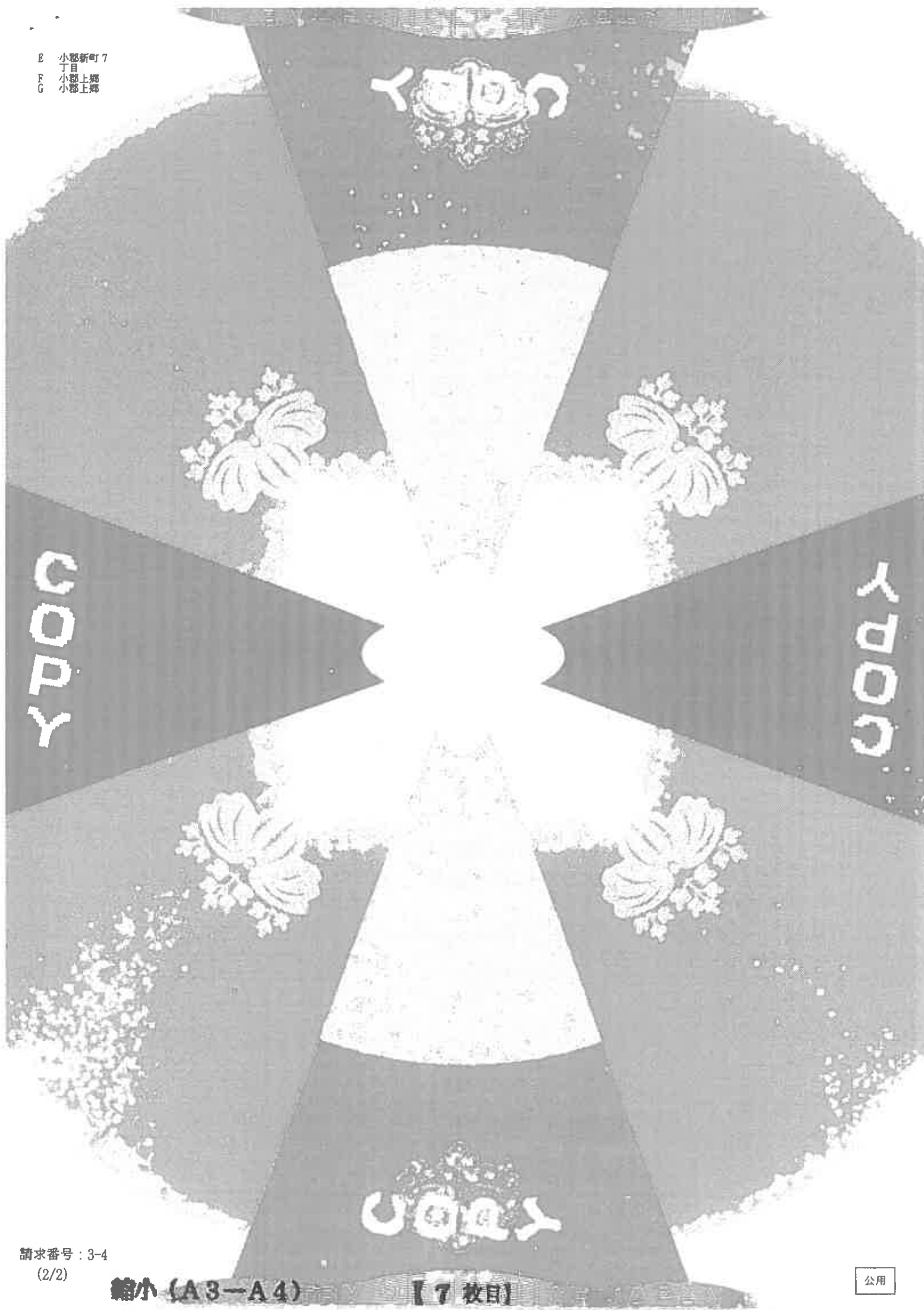
(1/2)

縮小 (A3→A4)

【6 枚目】

公用

E 小郡新町7
F 丁目
G 小郡上郷
小郡上郷



請求番号：3-4

(2/2)

縮小 (A3-A4)

【7枚目】

公用

これは図面に記録された内容と証明し、
令和8年5月8日 山口地方検察局

三三製粉株式會社

출판부

請求番号: 3-5

 $\overline{QV/2}$

400
200
100

西康二十

PROBITY

2006

附录

幅尺 500

昭和60年4月12日 登記

圖面各階平面

035697

面
图
建
物

0-6000

吉原泰子、京都大学文学部、国文学研究 2005.5.9

2006-11-27 15:44:00



22

編
者

論

305x	109-	30600
355x	200-	411800
606x	706-	427836
	Σ	569536

床面積	5 6.0 6 m ²
-----	------------------------

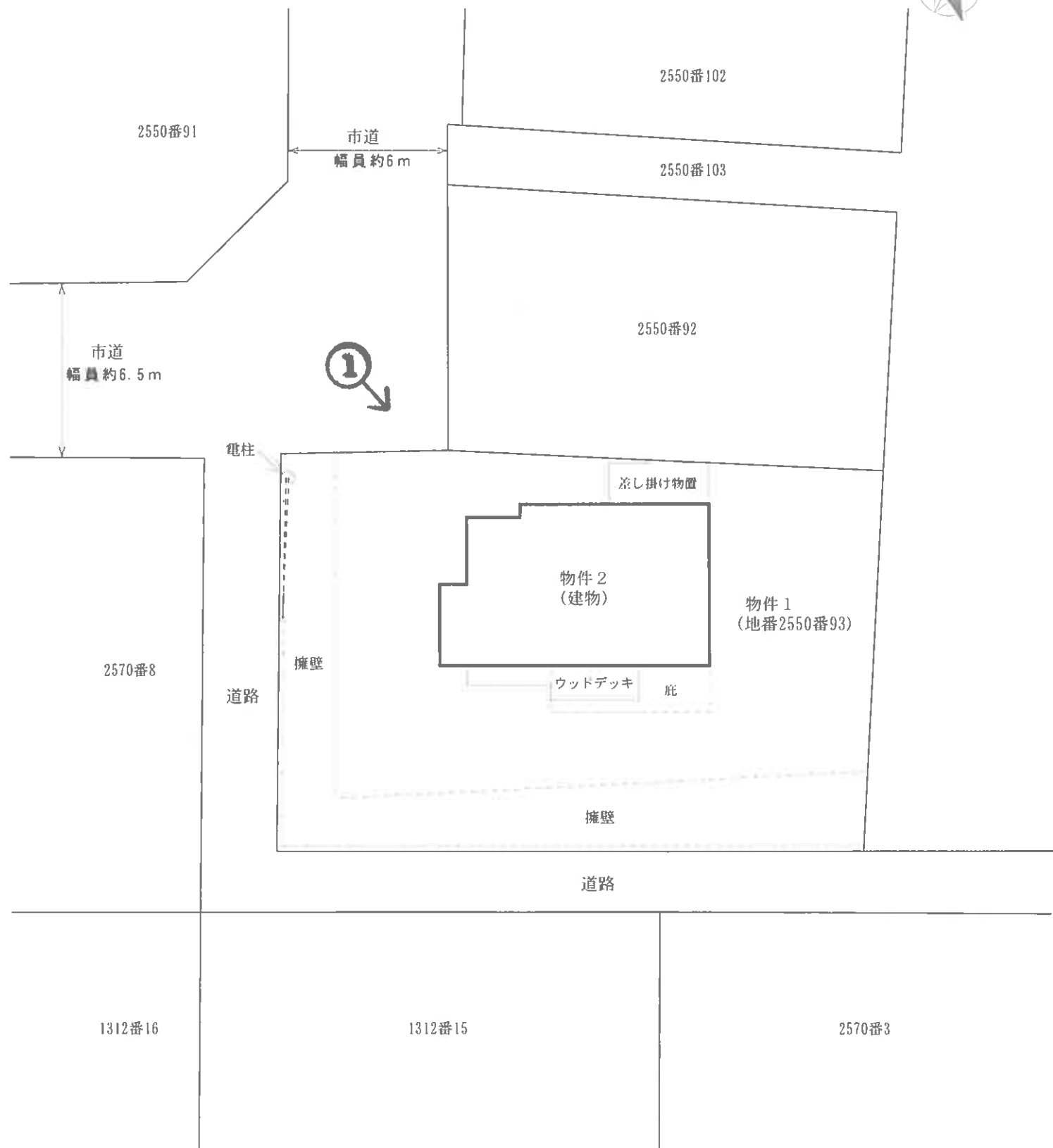
306x	200	-	61200
006x	705	-	427836
			489036

床面積 48.90 m²

(注) 平成25年2月25日、
この図面の図面として、公衆の金銭又は一部に
公開するの旨を、又は公衆の知悉を促す旨の
表示の目的は、この図面は、公衆の知悉を促す旨の
表示である。

縮小 (A3-A4)

【9枚目】



撮影方向

※ 評価人作成図面に基づいて作成した。

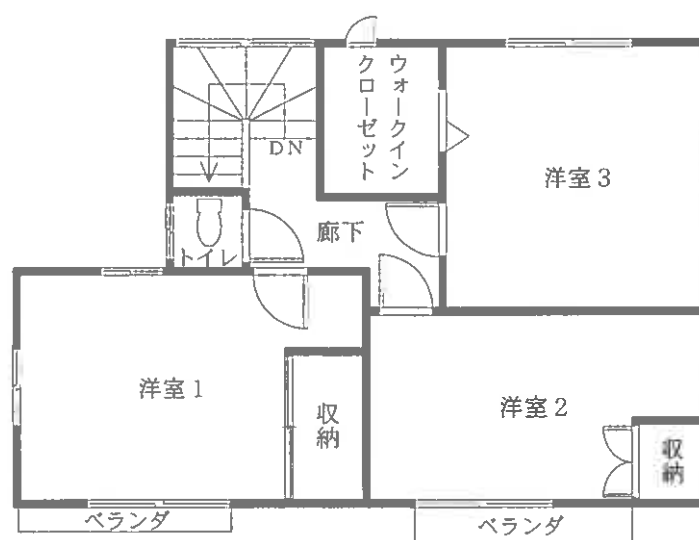
令和8年(ケ)第8号
土地建物位置関係図

本図は土地建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

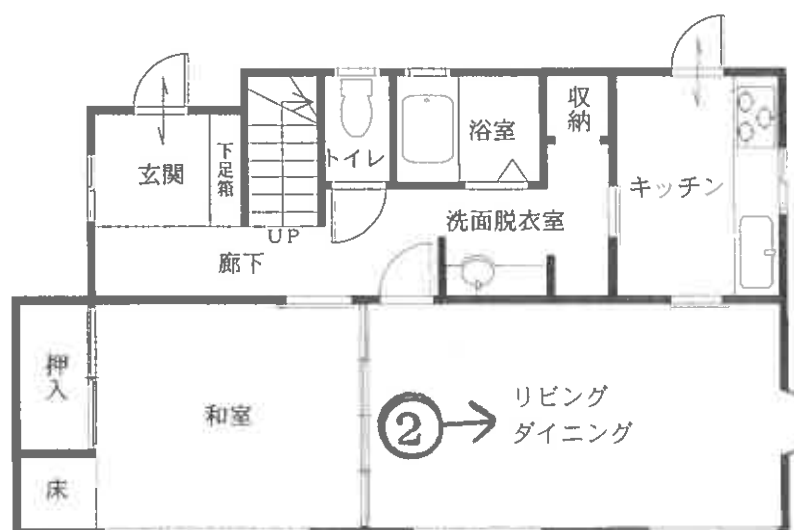
縮尺：約1/200



2階



1階



撮影方向

※ 評価人作成図面に基づいて作成した。

令和8年(ケ)第8号

建物間取図 物件2

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

縮尺：約1/100

【11枚目】

写真1

本件物件の
外観



写真2

リビング
ダイニング



写真3

浴室



令和8年（ケ）第 8 号
令和8年6月2日 現地調査
令和8年6月24日 評 価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

植田 豊隆

第1 評価額

一括価格	
金 4,986,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 2,443,000円
物件2（建物）	金 2,543,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	山口市小郡新町七丁目 2550番93 宅地 329.25m ²	左記に同じ
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	山口市小郡新町七丁目 2550番地93 2550番93 居宅 軽量鉄骨造スレート葺2階建 1階 56.96m ² 2階 48.90m ² 延 105.86m ²	左記に同じ
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等〔物件1〕

位 置・交 通	J R山口線「上郷」駅 北西方 約800m 【道路距離】 「上郷駅前」バス停 北西方 約750m 【道路距離】		
付 近 の 状 況	中規模一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅団地である。現在のところ大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予測する。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第1種低層住居専用地域 60% 100% なし 景観計画区域（一般地域）、土砂災害警戒区域	
画 地 条 件	規 模 間 口 奥 行	329.25 m ² 約 6 m 約 15 m	形 状 接面状況 地 勢 ほぼ長方形 三方路地 傾斜地
接面道路の状況	北東側幅員約6.5m舗装市道、高低差 ほぼ等高 (注1) 北西側幅員約2.8m舗装道路、高低差 約0m～約3m高い (注2) 南西側幅員約2.2m舗装道路、高低差 約3m～約5m高い (注3) (注1) 市道 光が丘街路3号線〔建築基準法第42条1項1号道路〕 (注2) 法定外公共物〔建築基準法上の道路ではない〕 (注3) 法定外公共物〔建築基準法上の道路ではない〕		
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。		
供給処理施設	上水道 : あ り ガス配管: な し 下水道 : あ り (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
特 記 事 項	① 目的土地の西側及び南側の一部には擁壁が存する（土地建物位置関係図参照）。 また、敷地北西端に電柱が存する。 ② 山口県土砂災害警戒区域等マップによると、目的土地西側一部が、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。		

特 記 事 項	③【土壌汚染について】 登記簿、過去空中写真、所有権移転及び利用経緯等に鑑みて土壌汚染の可能性については低いものと推定されるが、詳細については専門調査機関による調査が必要であるため、評価上考慮外とした。 ④【埋蔵文化財について】 山口市教育委員会事務局文化財保護課で確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況〔物件2〕

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和60年4月6日新築 経過年数 約 41 年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数超過
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：スレート葺 外 壁：サイディング 内 壁：クロスほか 天 井：クロス、敷目天井ほか 床：フローリング、畳ほか 設 備：電気、給排水ほか
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 居宅 間取り 別添の「建物間取図」参照。
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	① 築後約41年経過した建物である。 外壁の汚れや床のきしみ等が散見されたが、概ね経年相応の老朽化であると判定される。 ② 本件目的建物には、差し掛け物置やウッドデッキ等が設置されているが建物価格に含めて評価した。 ③ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。また、害虫被害、耐震等についても専門調査機関による調査を行っていないため詳細については不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 補正 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	31,800円/㎡	0.72	329.25㎡	0.90	6,785,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定した。

地価公示 山口-5

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	標準画地価格 a×b×c×d=e
30,600円/㎡	$\frac{100.7}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{97}$	31,800円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路・交通接近・環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：

	物件1
三方路	1.01
間口狭小	0.90
擁壁等を含む	0.80
土砂災害警戒区域	0.99
相乗積	0.72

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考量のうえ査定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況 延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ＝エ
2	240,000円／㎡	105.86㎡	0.06	1,524,000円

イ 延床面積：登記数量による。

ウ 現価率： 経済的耐用年数を超過していると判断されるため、現況調査により建物の維持管理の状態等を考慮して、現価率を査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ＝ウ
1	6,785,000円	0.40	法定地上権	2,714,000円

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア (1①オ, 1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ (2①ウ)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,785,000円	－ 2,714,000円		1.00	0.60	2,443,000円
2	1,524,000円	＋ 2,714,000円	1.00	1.00	0.60	2,543,000円
一括価格 (合計)						4,986,000円

ウ 占有減価： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 (山口-5)

所 在 : 山口市小郡光が丘2560番173「小郡光が丘16-8」
価 格 : 30,600 円/㎡
位 置 : JR山口線「上郷」駅 北西方約1.3km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 237 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 幅員約6m市道に南西側で接面
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率100%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 6,582,695 円

物件2 1,707,474 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

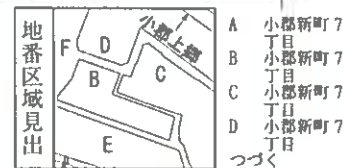
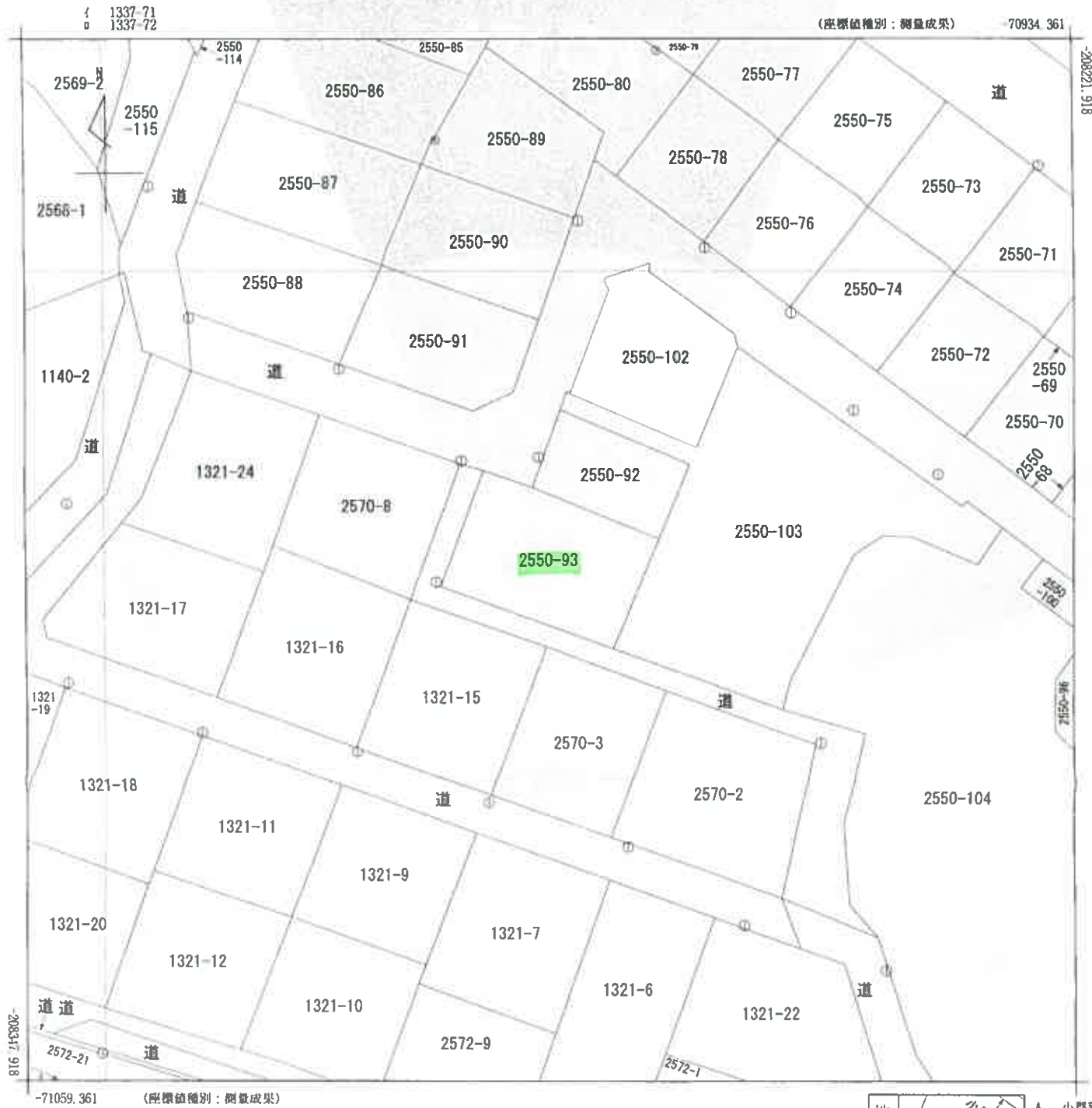
- 1 受命物件の位置図(縮尺 1/10,000)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真



縮尺: 1 / 10,000

地理院タイル (国土地理院) を利用して作成

0 250 500m



請求分	所 在					山口市小郡新町七丁目		地 番	2550番93		
出力縮尺	1/500		精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成22年3月				備付年月日(原図)	平成23年9月12日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(山口地方務局管轄)
令和8年2月4日
大阪法務局

縮小 (A3→A4)

035697

各階平面図

建物図面

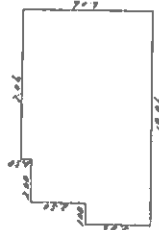
(各階平面図二)

家屋番号 2550番93

建物の所在 吉敷郡小郡町大字上郷字光が丘 2550番地93

山口市小郡上郷

1 階



求積

3.06 × 1.00 =	3.0600
5.56 × 2.00 =	11.1200
6.06 × 7.06 =	42.7836
計	56.9636

床面積 56.96 m²

2 階



求積

3.06 × 2.00 =	6.1200
6.06 × 7.06 =	42.7836
計	48.9036

床面積 48.90 m²

昭和60年4月12日 登記

作製者 土地家屋調査士

縮尺 1/250

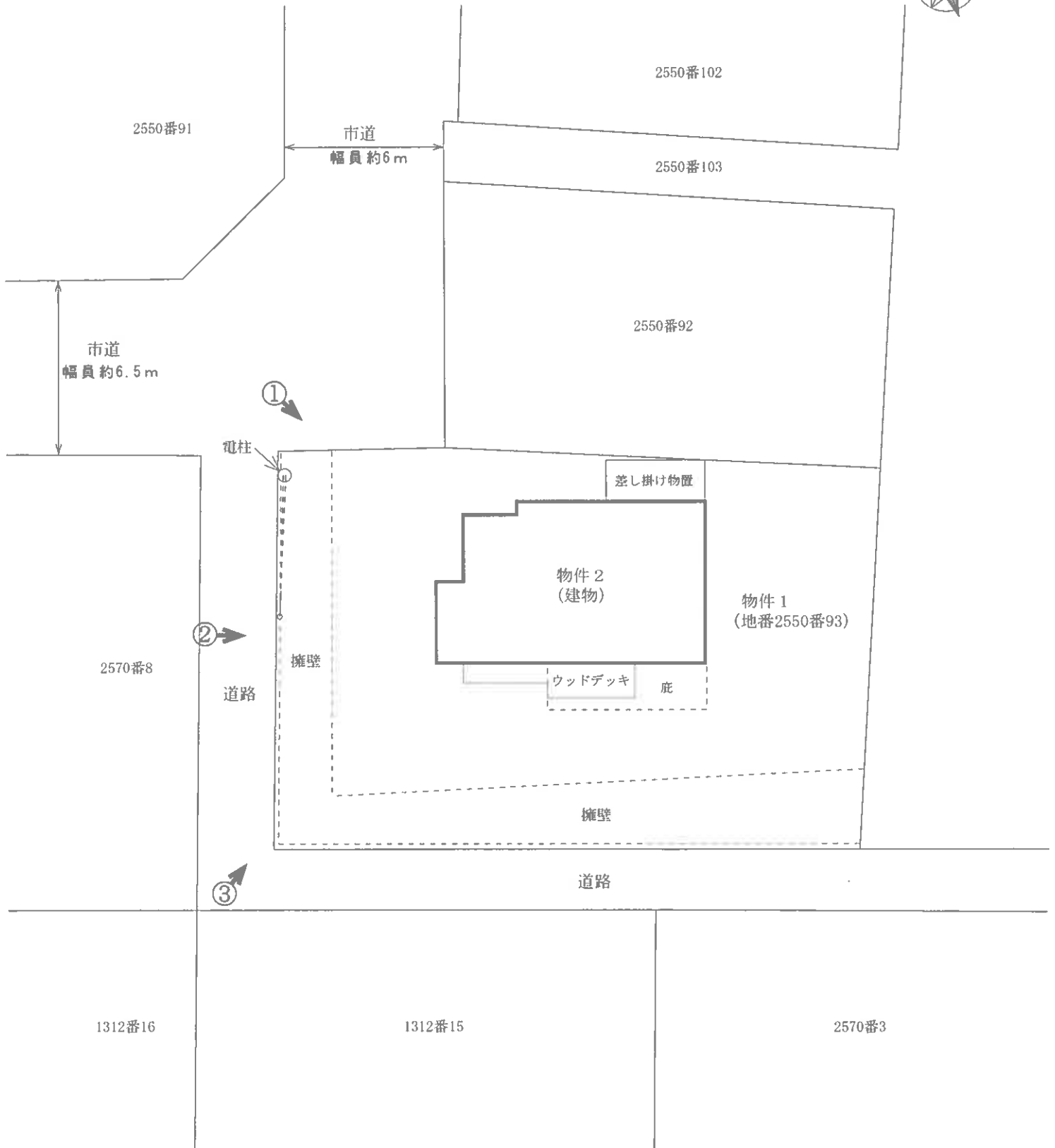
申請人

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会用紙

- (1) 平成25年2月25日
この図面に記録されている建物の全戸又は一部に
ついてその所在又は家屋番号が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

縮小 (A3→A4)



写真撮影位置



令和8年(ケ)第8号
土地建物位置関係図

本図は土地建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

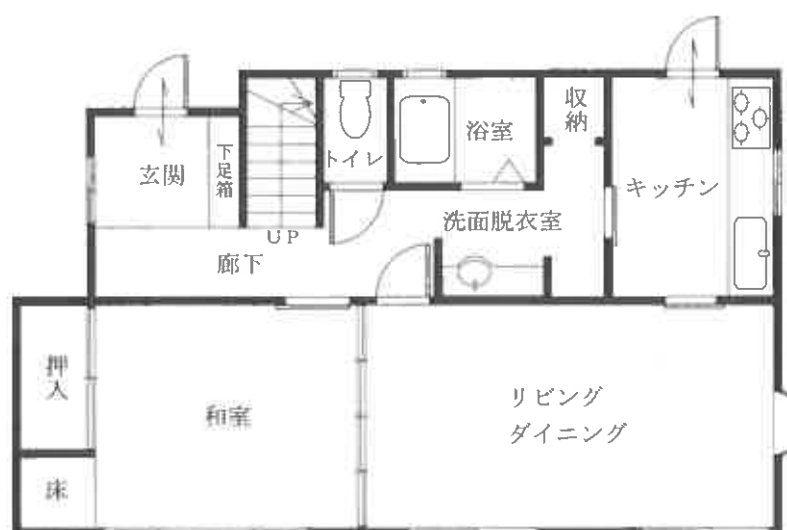
縮尺：約1/200



2階



1階



令和8年(ケ)第8号
建物間取図 物件2

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。
縮尺：約1/100

目的物件の状況

